

水の里応援プロジェクト シンボルマーク使用許諾要領

(趣旨)

第1 この要領は、国土交通省が「水の里応援プロジェクト」シンボルマークのデザイン募集要領及び著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という）第61条第1項の規定により著作者から著作権を譲り受けた「水の里応援プロジェクトシンボルマーク（以下「マーク」という）」の法第63条の規定による利用の許諾（以下「利用許諾」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(水の里応援プロジェクト)

第2 「水の里応援プロジェクト」とは、水源地域や水文化・水環境の保全に取り組む地域（以下、「水の里」という。）の維持・活性化に資することを目的として、国土交通省が関連業界の協力を得て行う、水の里の特産品や着地型観光等のプロモーション活動をいう。

(マークの目的)

第3 マークは、水の里応援プロジェクトの推進に資することを目的として定めるものとする。

(図柄等)

第4

- (1) マークのデザイン、色、縦・横の比率は、別図のとおりとする。
- (2) マークを利用するもの（以下「利用者」という。）が、マークをみだりに改変して使用することはできない。ただし、印刷物及び容器包装のデザイン上、モノクロを選択しても差し支えない。
- (3) マーク本体に係らない範囲で、上下左右に文字を書き込んで使用することができる。ただし、併記する文字は、国土交通省土地・水資源局水源地域対策課長の許諾を得たものに限る。

(利用許諾の申請及び許諾)

第5

- (1) マークの利用許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「様式1」により水源地域対策課長あてに申請しなければならない。
- (2) 水源地域対策課長は内容を審査の上、本要領に適合すると認めた申請について、「様式2」の「水の里応援プロジェクトシンボルマーク利用許諾証」を申請者に発行する。
- (3) 水源地域対策課長は、マークの利用申請及び利用に当たって必要に応じ条件をつけることができるものとし、またマーク利用の許諾を受けた者が、この要領に違反した場合には、利用許諾の取消し及び是正のための措置をとることができる。

(マークの付与の条件)

第6

- (1) マークは、以下の条件に該当する商品等に表示することができる。
 - ① 国土交通省主催の「“水のめぐみ”とふれあう水の里の旅コンテスト」において入賞した旅行商品や旅行企画に関するチラシ、パンフレット、ウェブサイト等
 - ② 水の里応援プロジェクトの一環として国土交通省が共催する物産展等に出品した商品のうち、以下の条件を満たすもの。
 - ・水の里の資源を活用し、水の里の魅力を活かした商品であること。
 - ・その商品を企画・販売することで水の里の地域活性化や環境保全等に資する商品であること。
- (2) マークは、前項②に規定される商品及び当該商品をまとめて収容する容器箱に表示することができる。

(マークの利用料)

第7 マークの利用に係る対価は徴収しないものとする。

(利用者の義務)

第8

- (1) 利用者は、関係法規を遵守するとともに、マークの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。
- (2) 利用者は、第三者が著作権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに水源地域対策課長に通知するものとする。
- (3) 利用者は、第三者との係争、審判、訴訟等について国土交通省土地・水資源局水資源部水源地域対策課と協力して対処し、具体的措置の方法等についてはその都度両者協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用は利用者が負担するものとする。
- (4) 利用者は、使用するマークを付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。
- (5) 利用者は、水源地域対策課長から要請がある場合は、マークの利用実態の報告又は利用商品等の提出を行わなければならない

(マークの適正利用)

第9 マークを表示する者がこの要領を遵守せずに、不正に利用した場合には、次の必要な措置を順次講ずることとする。

- (1) 警告
- (2) 利用許諾の取消し
- (3) 社名公表
- (4) 訴訟

(マークの利用期間)

第10 マークの有効期限は、マークの付与から起算して1年間とする。利用期間終了後は、申請者は様式3によりマークの利用状況を水源地域対策課長へ報告することとする。

(附則)

この要領は、平成23年6月20日から施行する。

(申請書類等送付先及び本要領に関する問い合わせ先)

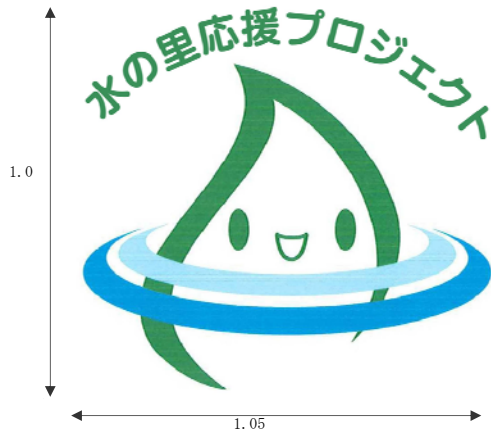
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

国土交通省土地・水資源局水資源部水源地域対策課

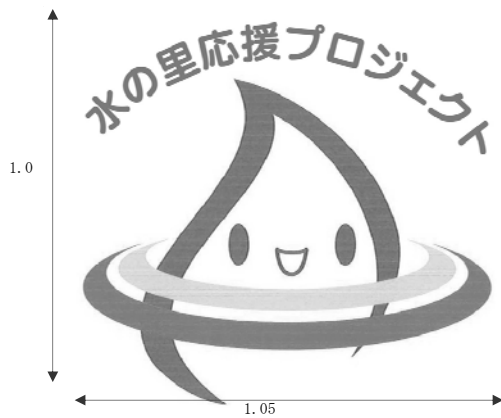
電話 03-5253-8392 FAX 03-5253-1583

別図

【マークのデザイン、色】



(カラー)



(モノクロ)

【マークの縦・横比率】

縦・横の比率 1:1.05